

都市計画の司法統制－審査対象と時間軸の問題を中心に

〈Judicial Control of City Planning- Its Subject Matter and Problems Caused by the Time Span between Administrative and Judicial Decisions〉

本ファイルは、都市計画 272 号(2008.4.25)5-10 頁に掲載していただいた拙稿の草稿段階のものです。公表に当たり若干の修正を加えていますので、本草稿の無断引用はご遠慮下さい。引用される場合は、公表版の方からお願いします。

〈Summary〉

This paper examines the present legal framework of judicial control of city planning and its possible improvements. The Japanese Supreme Court basically holds to the position that city planning decisions do not belong to “administrative disposition”, the principal subject matter of administrative litigation. The decisions, however, can be subject to incidental judicial review in a revocation suit against subsequent administrative dispositions. The time passed between these three steps - the city planning decisions, the subsequent administrative dispositions and possible litigations against the latter - leads to complicated problems. This paper also examines a proposal by a study group in the City Planning Association of Japan (Toshikeikaku Kyokai), which advocates the establishment of a special scheme of administrative and judicial review of city planning decisions.

1. はじめに

行政過程としての都市計画¹⁾を裁判所がコントロールするための手法として、2つの理念型があるだろう。第一に、①一連の行政過程において行われる多種多様な活動のうちで、行政機関の一定の行動をくりだしてそれに焦点をあて(「結節点」)、それが適法とされる要件を確定した上で、実際の行動がその要件に適合しているかを審査する手法であり、ついで、②特定の関係者間における一定の法律関係の有無を審査する手法である。後者の典型は、原告が行政主体に対して一定の権利ないし法律上保護されている利益を有することを主張して出訴する場合、あるいは行政機関が原告について一定の義務の存在を主張し、原告がこれを否定して出訴する場合となる。現行法上、①は基本的には抗告訴訟(行政事件訴訟法(以下「行訴法」)3条)において、②は基本的には公法上の当事者訴訟(行訴法4条)ないし民事訴訟において予定されたコントロール手法である。2004年改正により、②にあげた公法上の当事者訴訟の一類型としての確認訴訟への注目が高まり、現行法の解釈論としてその活用可能性も検討されうるが²⁾、法改正による争訟制度設計を射程に入れる場合、①を基本とするアプローチが中心になるだろう。

①に関わる制度設計のポイントとして、以下をあげることができる。まず、(ア)行政機関のいかなる行動を「結節点」として司法審査の対象とするのかという問題である。現行行訴法の

解釈論としては、これはいわゆる「処分性」の外延が中心となるが、後述のように、訴訟の直接の対象たる行政処分と、司法審査の焦点となる対象との間にズレが生じる場合もある。ついで、(イ)いかなる利害関係者に対して訴訟制度の利用を認めるのかという原告適格の問題である。最後に(ウ)どの程度の密度で、行政機関の判断に対して司法権が統制を加えるのか、すなわち裁量統制密度の問題をあげることができる。

本稿は、専ら(ア)について、時間軸との関連を中心として考察する。2及び3で現行制度下の裁判例の取り扱いについて、4では、都市計画協会都市計画争訟研究会「都市計画争訟研究報告書」における提言を中心に見てみることにする³⁾。

2. 処分性の外延と時間軸

行訴法が抗告訴訟という訴訟類型において統制対象として選択している結節点は、「行政庁の処分その他公権力の行使」(行訴法 3 条、以下単に「行政処分」)である。この概念は、確立した判例(最判 1964.10.29 民集 18 卷 8 号 1809 頁)によって「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」と定義されている⁴⁾。2004 年行訴法改正によって事後訴訟としての取消訴訟・無効確認訴訟に加えて、事前訴訟としての差止め訴訟(行訴法 3 条 7 項)、義務づけ訴訟(行訴法 3 条 6 項)が一定の要件の下に利用可能になったが、その対象はやはり行政処分に限られている⁵⁾。

都市計画をめぐる行政過程におけるいかなる行為に行政処分としての性格(「処分性」)を認め、司法統制の結節点とするかについては、空間的分節化と時間軸の要素とが共に勘案されている⁶⁾。例えば工業地域指定に関する最判 1982.4.22 民集 36 卷 4 号 705 頁は、同指定の効果は「あたかも新たに右のような制約を課する法令が制定された場合におけると同様の不特定多数の者に対する一般的抽象的なそれにすぎず、このような効果を生ずることだけから直ちに右地域内の個人に対する具体的な権利侵害を伴う処分があつたものとして、これに対する抗告訴訟を肯定することはできない」として処分性を否定する。用途地域指定がなされた以上、当該地域内においては、建築物の用途、容積率、建蔽率等につき従前と異なる基準が適用され、それに合致しない建築物は建築できないわけであるから、上記 1964.10.29 に言う「国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定すること」とみることも十分に可能なわけであるが、用途地域指定はなお「一般的抽象的」であってそれには当たらないとされているのである。より狭域的な空間に関わる地区計画も含め(最判 1994.4.22 判時 1499 号 63 頁)、規制的城市計画に関して判例は同様の立場を取っていると言える。

上記最判 1982.4.22 は、その理由を以下のように説明する。「右地域内の土地上に現実に前記のような建築の制限を超える建物の建築をしようとしてそれが妨げられている者が存する場合には、その者は現実に自己の土地利用上の権利を侵害されているといえることができるが、この場合右の者は右建築の実現を阻止する行政庁の具体的処分をとらえ、前記の地域指定が違法であることを主張して右処分の取消を求めることにより権利救済の目的を達する途が残されている」。都市計画決定の司法統制は、後行の行政処分、例えば建築確認をめぐる取消訴訟における付随的審査によってなされるべきだというのが判例の基本的な立場である。時間軸を睨みながら「結節点」を定める思考方法がここではとられている。

しかし、建築基準法 46 条 1 項に基づく壁面線指定(最判 1986.6.19 判時 1206 号 21 頁)や同法 42 条 2 項のみなし道路指定(最判 2002.1.17 民集 56 卷 1 号 1 頁)にも判例は処分性を認めている⁷⁾。これらはもちろん都市計画決定ではないが、具体的名宛人を指定してなされたものでなく、さらに、後続の行政処分を捉えて争うことも可能である点では、用途地域の場合とあまり利益状況は変わらないとも思えるのだが、こちらについては抗告訴訟の対象とすることを認めているのである。ここでは、用途地域等が面的範囲を対象とする決定であるのに対して、壁面線指定等が線的範囲を対象としていること、すなわち空間的分節化の程度にも着目しているものと考えられるだろう。ただし判例は都市計画決定であるかどうかについては特に考慮要素とはしていないように思われる。

事業目的の都市計画決定についても、判例は処分性を認めることに慎重である。最判 1966.2.23 民集 20 卷 2 号 271 頁は、土地地区画整理事業計画の変更決定・公告について、「当該土地地区画整理事業の青写真たるにすぎない一般的・抽象的な単なる計画にとどまる」として処分性を否定する。仮換地指定又は換地処分の段階に至って初めて処分性が認められ、それに対する取消訴訟が可能だというのである。都市施設(道路)に関する都市計画決定についても判例は処分性を否定している(最判 1987.9.22 判時 1285 号 25 頁)し、都市施設(都市高速鉄道)に関してもそれを前提とする(最判 2006.11.2 民集 60 卷 9 号 3249 頁(小田急高架訴訟本案判決))。ただし、公告された第二種再開発事業計画決定は、土地収用法上の事業認定と同一の効果を有することに着目して、処分性が認められている(最判 1992.11.26 民集 46 卷 8 号 2658 頁)⁸⁾。

また、都市計画事業認可(都計法 59 条)については、同じくそれが事業認定と同一の効果を有する(都計法 70 条)ことに着目して処分性を認める取り扱いが既に定着している。

2. 後行処分に対する訴訟による付随的審査

以上のように判例は、都市計画決定については、若干の例外を別にして処分性を否定した上で、結節点たる後行の行政処分に対する抗告訴訟を通じて、その適法性を付随的に審査するという基本的スタンスをとっている。

東京高判 2005.10.20 判時 1914 号 43 頁の事例は、都市計画道路に関する都市計画決定にともなって区域内の建築物が許可制となっていたところ、建築の許可申請を不許可とされた原告が、同不許可処分の取消しを求めた訴訟である。裁判所は、不許可処分の基礎となっている都市計画(変更)決定が違法と判示し、不許可処分を取消した⁹⁾。この場合、判決の拘束力により、行政は本件都市計画変更決定を取り消し、再度都市計画決定を行わなければならない¹⁰⁾。また、前掲最判 2006.11.2(小田急高架訴訟本案判決)は、都計法 61 条が「事業の内容が都市計画に適合」していることを都市計画事業認可の要件としていることをあげた上で、都市計画事業認可取消訴訟において、その前提としての都市計画決定が司法審査の対象となることを確認している。

さて、後行処分に対して訴訟を提起することによって都市計画決定の適法性をコントロールするような司法統制手法について、2006 年 9 月にとりまとめられた(財)都市計画協会都市計画争訟研究会「都市計画争訟研究報告書」¹¹⁾は、個人の権利救済にとっての問題

点を指摘する。要約すれば、(i)規制強化型の都市計画変更には不服がある者は、わざわざ変更前の都市計画を前提とした建築確認申請等を行って拒否処分を得なければならない(ii)事業型の都市計画決定には不服があるものは、行政の側から後行処分がなされるまで訴訟が提起できず、事業が進行してしまう(iii)規制緩和には不満がある者は、他人の建築確認全てに対してモグラ叩きの取消訴訟を提起しなければ目的を達することはできないことになる¹²⁾という3つの点である。

きわめて簡潔かつ的確な問題整理であるが、ここではもう1点を追加したい。後行処分に対する抗告訴訟において付随的に先行の都市計画決定の違法性を争う場合、司法統制の直接の対象としての後行行政処分の時点と、司法審査の焦点となりその違法性の有無が問われる対象であるところの都市計画決定の時点が異なることになる。そして後者についての違法性の有無の判断基準時は都市計画決定時点とされるのが近時の裁判実務である。

さて、通説判例に従えば、取消訴訟の違法判断の基準時は、取消が求められている行政処分がなされた時点である。訴訟が提起され、審理が進行し、判決がなされるまでの時点で事実関係の変更や法令の改廃が生じた場合でも、当初の処分時点を基準に判断がなされるべきものとされる¹³⁾。既にここでズレが生じているわけであるが、都市計画決定については、処分性が認められず直接抗告訴訟の対象とされているわけではないにも関わらず、同じような取り扱いがなされているのである¹⁴⁾。そのため、基準時は更に遡り、行政処分時と判決時とのズレに加えて、都市計画決定と後行行政処分時点との間のズレが加算されることになる。

例えば小田急高架訴訟は鉄道等に係る都市計画事業認可の取消訴訟であったが、裁判所は、その前提となっている1993年の都市計画変更決定について適法性の審査を行った。この場合、都市計画決定と後行処分である都市計画事業認可(1994年)との間には1年ほどの時間差しかないが、2006年の最高裁判決までには長い時間の経過があり、その間のトンネル工法の技術革新等に鑑みれば、基準時次第では結論に影響をおよぼす可能性もあったと考えられる¹⁵⁾。

また、公園区域に民有地を含めたことの妥当性が問題とされた林試の森公園訴訟(最判2006.9.4判例時報1948号26頁)では、取消訴訟の対象とされたのは1996年の都市計画事業認可であるが、適法性の審査対象とされたのは、1957年の都市計画決定である¹⁶⁾。その間の事情変更に加え、「当時の判断過程および考慮要素の裏付けとなる事実を直接明らかにする資料がないにもかかわらず、本件決定当時まで遡って、本件国有地を利用した場合の樹木への影響等に関わる事実を認定することに実際的な意味を見出しうるか疑問が残る」¹⁷⁾ため、そもそも実効的な司法審査の可能性自体に疑問が残ることになる。

3. 都市計画決定に対する争訟と主張制限の問題

このような問題状況に対する解決策として、都市計画決定自体を訴訟の対象として、早期の争訟の提起を可能にすべきことを学説はかねてより提唱してきた。そして、行訴法の2004年改正により、都市計画を新たに明示された確認訴訟の対象とする理論的可能性も浮上してきたところである¹⁸⁾。

前掲「都市計画争訟研究報告書」(以下単に「報告書」とする)は、この点について、(1)都

市計画決定等を行政不服審査法上の処分と見なして不服審査の対象とし、(2)また、裁決主義をとった上で取消訴訟の対象とするという処方箋を提示する。「1.はじめに」の①の方向での解決策を示したことになる。

裁決によって方向性を示し、住民参加手続を踏まえた都市計画決定を決定権者に義務づける(あるいは不服審査手続それ自体の中で公聴会等の住民参加手法をとる)ことに加え、裁判所によって取消判決が出た場合は改めて裁決をしなければならない仕組みにすることで、判決によって都市計画決定の効力が決定時に遡って失われることを回避でき、また、多数当事者の利害関係の調整、専門的・技術的判断、多様・柔軟な救済措置の必要性という都市計画決定の特質に即した救済が可能だと「報告書」は述べる¹⁹⁾。基本的に首肯すべき方向性であろう。

但し、同報告書は、都市計画決定に処分性を認めることで、不服申立期間の徒過後は取消訴訟の対象とすることができなくなり、また、後行処分訴訟において都市計画の違法性の主張が制限されることを予定している。後者の理由として、(ア)都市計画決定に対する不服審査に対する判決と後行処分に関する判決の内容に差が出た場合の「法秩序の問題」(イ)都市計画の違法性をいつまでも主張できることによる法的安定性の問題(ウ)当初の利害調整手続の効果を減殺し、手続への信頼を失わせるおそれの3点があげられる²⁰⁾。「新たな事後的争訟手続の導入を契機として、事前の住民参加手続も含めた早期の段階において都市計画に係る関係者間の利害がより綿密に調整され、広汎な合意の成立によって決定手続の効率的(手戻りのない)実施が可能となるとともに(下線は引用者)、これらの過程を通じて事後的争訟自体も減少していくことが期待される」²¹⁾というのが報告書の基本的立場なのである。

事前の行政手続による十分な利害調整と法的争訟による事後審査可能性を前提とした上で、都市計画決定を早期に法的に確定させてしまうことは、一般的な方向性としては有意義と思われる。それは都市計画の内容に関わる予測可能性を高め、法的安定性をもたらすであろう。また、3で述べたように、都市計画決定時点と訴訟の審理時点との間の時間差が大きすぎると司法審査自体が困難となることから、その重要性を基礎づけることができる。

他方で、留意しなければならない問題もあるのではないだろうか。

第1に、報告書は、都市計画決定を取消すことによる「既存の土地利用秩序の侵害」として、「住居地域から準工業地域への用途地域に関する都市計画の変更を信頼して建築された工場」「道路のルートに関する都市計画の変更があり、それを信頼して旧ルート上に建築した建築物」という二つの例を挙げる。これらの関係者にとって、都市計画の予測可能性が高い重要性を有することは言うまでもないが、予測可能性²²⁾が必要なのは、こういった建築行為の主体にとってのみではないだろう。自らの居住空間の将来像に対する住民の予測可能性にも配慮する必要があるのである。そして「事前確定性に依拠しながら、規制において事前確定している内容が少ないという矛盾した、非計画のそして予見性の著しく低い都市計画」と言われるような現状、そして、「良好な空間形成を保障する上では、たとえそれが地区レベルの詳細規制であったとしても事前に全てを書き込むことは不可能である」という指摘²³⁾に留意しなければならないだろう。

「報告書」の前掲部分も、「事前の住民参加手続も含めた早期の段階」における関係者間の利害の綿密な調整と広汎な合意を強調しているが、例えば緩和的都市計画変更によ

って従来の街並みが大きく変容する潜在的可能性がある場合、住民参加の前提として、これらをわかりやすく示す計画評価－いわば「まちづくりアセスメント」－を行い、積極的に情報を産出することが求められる。「土地利用を積極的に行なうという立場から現行の法制度をフルに活用すればどのような状況になりうるかのシミュレーション」によって、「地元住民が驚愕するほどにボリュームのある建築物立地が『適法に』されることが、理解される」²⁴⁾ことが必要だろう。

第 2 に、不確実な将来予測の上で行われた利害調整に立脚した上で、長い時間をかけて実現されていくのが都市計画の本質である以上、予測の過誤、あるいは過誤とは言えなくても結果的に生じた事情変更によって現状に適合しなくなるリスクを必然的に伴うものである。マクロ的に言えば、いわゆる右肩上がりの社会経済状況を前提として計画された都市計画道路の見直しが各地で進められている²⁵⁾のは周知のところである。また、環境や景観に関する社会意識・法意識の変容を背景として、それらにかかわる事項に対する評価が都市計画決定当時と現在とで大きく異なってくる場合が少なくないだろう。このような事情変更への対処可能性を踏まえた制度設計が必要である。

さらにいえば、そもそも地域住民は、自らが生活を営んでいる空間の意味や価値について十分認識していない場合も少なくないと思われる。それはしばしば、現実の建築案件が登場し、従来の居住空間に決定的な変容が加えられる可能性が明らかになった後で初めて言語化されて認識されるものなのである²⁶⁾。上記のように都市計画段階において住民参加手続において将来の空間利用形態の可能性についての情報を積極的に産出する仕組みが求められるとともに、将来予測の構造的限界も踏まえた対処がまた求められるところである。

この点について「報告書」は、都市計画の不変更の違法性については、主張制限の対象外とする立場を示している²⁷⁾。すなわち、都市計画法 21 条 1 項の「変更決定を行う要件が充足されているにもかかわらずこれを行わないことが、変更義務の違反または変更しない不作為の違法であると評価され」²⁸⁾うる場合、後行処分段階において都市計画決定の違法の主張を例外的に可能にする趣旨であろう。付け加えて言えば、主張制限にかかる事項を都市計画決定手続において十分に検討された事項に限定し、そこで検討対象とされていない事項については事後的主張を認める可能性なども検討の余地があるのではないだろうか。

また、争訟法レベルのみならず、事情変更に対処するための行政過程の充実も望まれる。事業的な都市計画については、各公共事業の個別法および政策評価法との関係を整理した上で、定期的な公共事業の再評価システム²⁹⁾を一層充実させていく必要があるだろう。規制的な都市計画制度については、都市計画提案制度(都計法 21 条の 2)との関係が問題になる。「報告書」は、計画提案を踏まえた都市計画の変更をする必要がないと都市計画決定権者が判断した場合の提案者への「通知」(都計法 21 条の 5)についても不服審査の対象とすべきとしている。これによっても、都市計画不変更についての争訟可能性が開かれることになる³⁰⁾。ただし、現行の都市計画提案制度は、地権者やまちづくり組織に提案権を認めているが、都市計画基準等への適合に加え、区域内の土地所有者の地積レベルで 3 分の 2 以上の同意を提案の要件としている。都市計画制度一般としても多様な発意を促進するためには厳しすぎる条件ではないかと考えられるが³¹⁾、争訟の局面を想定すると、少数者にとっては提案制度が主張制限の代替になりうるとは到底言えない。この方向性によって事情変更の問題に対処するとすれば、提案制度を大幅に拡充することが必要になるとと思われる

32)。

注

- 1) 厳密に言えば、地区計画に基づく建築物制限条例などは行政過程ではなく立法過程と位置づけられるであろうが、ここではひとまず考慮の外に置く。
- 2) 中川丈久「行政訴訟としての『確認訴訟』の可能性」民商法雑誌 130 巻 6 号 963-1017 頁(996 頁)は、「立法措置がなされるまでの間の暫定的な訴訟」あるいは「立法の間隙をつくいわば問題提起的訴訟」として、都市計画決定にかかる確認訴訟の可能性を示唆する。
- 3)(イ)については、拙稿「まちづくり・環境訴訟における空間の位置づけ」法律時報 79 巻 9 号 28-34 頁(29 頁以下)で若干論じた。(ウ)については、最判 2006.11.2 民集 60 巻 9 号 3249 頁が現在の判例の到達点であるが、これについては拙稿「判批」ジュリスト増刊平成 19 年度重要判例解説(近刊)で簡単に触れた。
- 4) 但し、近時の判例の中には「従来公式」にあてはめることが必ずしも容易でないものがあることも指摘されている(参照、最判 2005.10.25 判例時報 1920 号 32 頁における藤田宙靖補足意見)。
- 5) 但し、差止め訴訟・義務づけ訴訟においては事前統制としての性格上「一定の処分」という語が用いられ、処分内容の特定性の要請が若干緩和されている。
- 6) 拙稿「まちづくり・環境訴訟における空間の位置づけ」(前掲註 3)では、専ら空間的分節化に着目した分析を行ったが、本稿では時間軸的側面により注目する。
- 7) しかも、みなし道路指定については、一括指定の方法で行われ、従って、指定時に特定の道を行政機関が想定していない場合であるにもかかわらず処分性が認められている。
- 8) また、国営・都道府県営の土地改良事業計画決定については、土地改良法自身がそれが行政不服審査法上の異議申し立ての対象となることを前提とした規定を設け、すなわちその処分性を予定している(同法 87 条 6 項)。最判 1986.2.13 民集 40 巻 1 号 1 頁は、市町村営の土地改良事業の施行認可についても、国営・都道府県営との均衡から処分性を認めている。
- 9) 同判決に対する県側の上告は退けられている(2008 年 3 月 11 日決定、参照、朝日新聞 2008 年 3 月 12 日)。
- 10) 参照、小幡純子「判批」判例評論 573 号 181 頁
- 11) 新都市 2006 年 9 月号 92-123 頁所収
- 12) 前掲註 11)、96 頁
- 13) 塩野宏『行政法 II(第 4 版)』(有斐閣、2005 年) 181 頁。参照、小早川光郎「判決時説か処分時説か」法学教室 160 号 120-123 頁。
- 14) 仮に都市計画決定を行政処分類似のものにとらえず、法令類似のものとして捉えるならば、基本的には判決時の上位法令を基準として適法性が判断されることとなるだろう。参照、前田雅子「公共事業と都市計画」芝池義一・見上崇洋・曾和俊文編『まちづくり・環境行政の法的課題』(日本評論社、2007 年) 99-122 頁(117 頁)。
- 15) 山村恒年『行政法と合理的行政過程論』(慈学社、2006 年) 579 頁は「後発的違法」の可能性を示唆する。
- 16) 本件では、1987 年に変更決定も行われているが、当初決定が審査対象とされた。おそらくそれは、争点事項である民有地の取り込みがなされたのが当初決定であったからであろう(前田雅子「判批」判例評論 585 号 166 頁、前田・前掲註 14)、117 頁註(32))。一方、小田急本案訴訟 1 審(東京地判 2001.10.3 判例時報 1764 号 3 頁)は、都市計画の一体性・総合性を重視し「ある都市計画について、基礎調査等に基づき何らかの変更をすべき場合には、それが軽易な変更でない限り、これを契機として都市計画全体の見直しをすることが求められている…。変更後の都市計画は、変更された部分のみならず、全体として新たな都市計画となる」として、1964 年の当初決定ではなく 1993 年の変更決定を審査対象にし、最高裁もその立場を是認している(参照、拙稿「判批」・前掲註 3)。
- 17) 前田・前掲註 14)、114 頁、同・前掲註 16)、166 頁。なお、同訴訟それ自体は、差し戻し審継続中に東京都が認可を取消し、原告が訴えを取り下げて終了している。
- 18) 参考、大橋洋一「都市計画訴訟の法構造—規範審査訴訟と計画維持原則の関係を中心として」法政研究 72 巻 3 号(2006)459-486 頁(459 頁)。

- 19) 前掲注 11)、96-99 頁
- 20) 前掲注 11)、110 頁、114 頁
- 21) 前掲注 11)、96 頁
- 22) 予測可能性の問題に買受人の「取引の安全」の観点から多面的にアプローチし、事前参加手続の充実を説くものとして参照、高橋寿一「『取引の安全』と土地利用計画、土地利用規制—計画策定手続を中心として」川井健先生傘寿記念論文集刊行委員会編『取引法の変容と新たな展開』（日本評論社、2007 年）213-247 頁。
- 23) 小泉秀樹「都市の計画システム」植田和弘/神野直彦/西村幸夫/間宮陽介『都市のシステムと経営』（岩波書店、2005 年）115-140 頁(123 頁,122 頁)
- 24) 北村喜宣「地方分権改革と都市景観法システム」植田/神野/西村/間宮編・前掲書注 23),85-113 頁（100 頁）、参照、拙稿「建築紛争と土地利用規制の制度設計—情報構造の観点から」日本不動産学会誌第 19 巻 4 号 58-65 頁（61 頁）
- 25) 各地の状況について参照、柳沢厚・野口和雄・日置雅晴編著『自治体都市計画の最前線』（学芸出版社、2007 年）203-244 頁、「特別企画 都市計画決定道路の変更とまちづくり」季刊まちづくり 11 号,61-85 頁
- 26) 参照、拙稿「『公私協働』の位相と行政法理論への示唆—都市再生関連諸法をめぐって」公法研究 65 号(2003 年)200-215 頁（207 頁）
- 27) 前掲注 11)、114 頁
- 28) 前田・前掲注 14),114 頁以下、同・前掲注 16) ,167 頁
- 29) 国土交通省所管の公共事業の再評価について参照、
http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01c.html
- 30) 前掲注 11) 102 頁、114 頁もつとも現行法上は、この通知の処分性に疑問の余地がある（前田・前掲注 14)、119 頁）ため、報告書の提案はこの点についても法改正を前提とするものであろう。
- 31) 参照、小泉秀樹「地域発意と都市再生」都市問題研究 54 巻 6 号(2002 年) 47-61 頁(52 頁)、拙稿・前掲注 26),201 頁,207 頁)
- 32) 前田・前掲注 14)、120 頁、同・前掲注(16),167 頁